

景観計画区域内行為届出チェックシート 【建築物・工作物】

景観形成地区（上小路周辺地区） 住宅地区

※対応欄に✓を、該当しない場合は斜線を記入し、対応できない理由等あれば備考欄に記入してください。

○規模・高さ

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		周辺環境から突出しない高さとするよう努めている。			

○形態

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		周辺環境に調和する落ち着いた形態とするよう努めている。			
		周辺環境と調和するよう原則として勾配屋根とするよう努めている。			
		外観を覆わないように努めている。			
		大規模建築物は、周辺環境やまちなみと調和し、大壁面とならないよう配慮した形態に努めている。			
		外壁面の位置は、隣地境界から0.7メートル以上離すよう努めている。			

○色彩

対応		景観配慮項目			備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否	色相	明度	彩度			
		外壁及び屋根は、周辺環境と調和する落ち着いたものとし、明度及び彩度ともに低い色彩とするよう努めている。					
		外壁に使用している「落ち着いた色彩」の範囲は、別表①のとおりとしている。					
		屋根等に使用している「落ち着いた色彩」の範囲は、別表②のとおりとしている。					
		太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様の目立たないものに努めている。					
別表① 建築物の外壁の色彩						判定	判定
実施	否	色相	明度	彩度	備考	(届出)	(完了)
		0.1YR~5Y	8.5以上の場合	2以下とする			
			8.5未満の場合	4以下とする			
		上記以外の色相	—	0.5以下とする			

※ただし、着色していない木材、土壁、石材、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

別表② 建築物の屋根の色彩						判定	判定
実施	否	色相	明度	彩度	備考	(届出)	(完了)
		0.1YR~5Y	5.0以下	4以下とする			
		上記以外の色相	5.0以下	0.5以下とする			

※ただし、燻瓦及び銅板葺きによるものの色彩は、この限りではない。

○付属施設・設備等

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		空調、給排水等の設備や屋外階段等は、直接見えないよう覆いをするか、建築物の中に取り込むなど、建築物と一体感を保つデザインとし、周辺環境との調和に努めている。			
		太陽光パネルを地上に設置する場合は、植栽、ルーバー、塀等により遮蔽するように努めている。勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置して屋根と一体化するよう努めている。陸屋根に設置する場合は、最上部を低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させるよう努めている。			
		排水パイプ、ゴミ箱等は、石垣に直接又は石垣の近くへの設置はやめ、周辺環境と調和するよう努めている。			

○石垣・塀

対応		景観配慮項目	備考	判定 (届出)	判定 (完了)
実施	否				
		既存の石垣は保全している。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え石垣の連続性が保たれるよう努めている。			